

各 位

柳川労働基準協会

## 小型移動式クレーン運転技能講習会実施(ご案内)

労働安全衛生法の規則で、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転の業務については、技能講習修了の資格を持っている者でなければ就業出来ません。

つきましては、福岡労働局登録教習機関、(株)日立建機教習センタ福岡教習所の協力により小型移動式クレーン運転技能講習会を、下記の通り開催しますので、この機会に是非受講されるようご案内申し上げます。

### 記

❖実施日	科目	実施日	実施時間
	学 科	平成28年8月19日(金)	午前9時00分～午後5時20分
	学 科	平成28年8月20日(土)	午前8時50分～午後5時00分
	実 技	平成28年8月21日(日)	午前8時00分～午後6時15分

- ❖実施場所 ●学科会場：柳川商工会館 3階大ホール（柳川市本町117-2）  
●実技場所：柳川庁舎北側駐車場（柳川商工会館前）

- ❖受講料 ●一般受講者(20H) 44,000円 [テキスト代(2,000円)消費税を含む]  
●有資格者(16H) 38,000円 [テキスト代(2,000円)消費税を含む]  
※今回の技能講習会は18才以上を対象者としています。

- ❖当日準備 ●学科には筆記用具、はんこ(認印)を持参下さい。  
●実技には安全靴等で実技作業が出来る服装でお願いします。

- ❖定 員 ●申込順に受付け、40名になり次第締切ります。

- ❖申 込 先 ●申込書・受講料・写真(ﾀ3cm×ヨ2.4cm) 1枚を添付して柳川労働基準協会までお願いします。  
〒832-0045 柳川市本町117-2 (柳川商工会館内) TEL 0944-73-7000

- ❖注意事項 ●受講コース・本人確認等については、『申込書』の初日にお持ちいただく物及び **受講条件** を参照して下さい。  
●建設業で助成金を活用される方は、受講日1カ月前までに手続きが必要です。お早めに福岡助成金センター(092-411-4701)にお問合せ下さい。

